

2025 年10月
第一法規株式会社

お客様各位

『次世代継承のためのケーススタディ 宗教法人の法務・財務・税務』
内容誤りのお詫びと訂正

『次世代継承のためのケーススタディ 宗教法人の法務・財務・税務』において、内容の一部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
409頁 2行目 ～5行目	最判平成20年9月12日判タ1281号165頁は、宗教法人が、動物の骨を納骨施設に保管し、納骨料を徴収する場合には、 <u>非収益事業たる墳墓地の貸付けに該当するとした。事案によって、倉庫業、不動産貸付業との区別が問題となる。</u>	最判平成20年9月12日判タ1281号165頁は、宗教法人が、動物の骨を納骨施設に保管し、納骨料を徴収したいいわゆる <u>ペット葬祭業の事案において、一定の判断基準を示し、当該事案に関しては、非収益事業たる墳墓地の貸付けに該当するものとはせず、物品販売業、倉庫業、請負業に該当するとした。なお、事案によっては、不動産貸付業との区別も問題となりうる。</u>

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihoki.co.jp>
TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640